

# 三島市立幼稚園の適正配置 に関する提言書

平成 24 年 2 月

三島市立幼稚園適正配置等検討懇話会

# 目 次

I	検討趣旨	1
II	市立幼稚園の現状	2
1	市立幼稚園の役割	2
2	市立幼稚園の設置の状況	2
3	園児数の推移	2
III	検討の視点	5
1	少子化が進む中での適正規模	5
2	地域における実情及びバランス	5
3	園舎及び施設等の状況	6
4	適正配置の進め方（手法、拠点化等）	7
5	運営コスト	7
6	地域の状況（災害対応）	7
IV	三島市立幼稚園の適正配置に関する今後のあり方	8
1	適正配置をする上での望ましい幼稚園規模	8
2	3歳児保育について	8
3	地区別にみた今後のあり方	8
(1)	旧市内	8
(2)	北上地区	9
(3)	錦田地区	9
(4)	中郷地区	10
(5)	各地区の総括	11
4	適正配置を進める上で今後望まれること	11
資料 1	三島市立幼稚園適正配置等検討懇話会委員名簿	12
資料 2	三島市立幼稚園適正配置等検討懇話会設置要綱	13
資料 3	三島市立幼稚園適正配置等検討懇話会開催経過	14
資料 4	三島市内幼稚園・保育園一覧表	15
資料 5	平成23年度三島市立幼稚園 園児数・学級数	16
資料 6	今後の三島市立幼稚園の学級編制その他のあり方に関する方針	17
資料 7	三島市立幼稚園の学級編制等に関する基準	18

## I 検討趣旨

三島市の市立幼稚園は、明治22年に「三島尋常小学校附属幼稚園」として最初の園が創設され、現在は12園の市立幼稚園がそれぞれの地域特性を生かした幼児教育を各園で展開している。

しかし近年、少子化や核家族化、地域の中での人間関係の希薄化、女性の社会進出など社会の著しい変化に伴い、幼稚園を取り巻く環境は従来と大きく変わってきている。

市立幼稚園においても、昭和50年代前半には、2,000人を超える園児が在籍していたが、以後は園児数の減少が続き、平成13年度からは6園で3歳児保育を実施したにもかかわらず、平成23年度の園児数は、918人という状況になっている。

今後も続くであろう幼児人口の減少や、幼児の生育環境が大きく変化している現状に目を向け、幼稚園・家庭・地域社会がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚していくことがますます重要となる。三者が相互に連携しながら総合的に幼児教育を推進していくことが求められている。

すでに、幼稚園の小規模化に伴い、様々な面で教育効果を得ることが困難な状況が生じていたことから、教育委員会内部での検討を経て、平成20年11月に、学識経験者や関係団体の代表者などで構成する「三島市小規模公立幼稚園のあり方に関する懇話会」が設置された。

計5回の会議を行う中で議論を重ね、平成21年8月には、懇話会から小規模園の取扱いに関する判断基準を示した提言があり、この提言を受けて、三島市教育委員会は、同月、「今後の三島市立幼稚園の学級編制その他のあり方に関する方針」を決定した。同方針では、市立幼稚園の廃園や統廃合に関する扱いにも言及しており、平成23年度入園児に係る募集から、「2年連続で4歳児の応募が15人未満であり、かつ、今後もその状況の改善が見込まれない園は、廃園又は統廃合とする。」と定めている。

同方針に基づいた園児募集を行うことにより、今後、小規模園の廃園又は統廃合を実施しなければならぬケースが発生することや、さらなる園児数の減少に伴い、園ごとの教育環境の格差が生じることが予想されることから、市内各地区における幼児数や、私立幼稚園及び保育所とのバランス、あるいは、小学校区の実情などを勘案し、将来を見据えた市立幼稚園の具体的なビジョンを新たに構築していくため、市立幼稚園の適正配置等について、幅広い視点から検討する。

## Ⅱ 市立幼稚園の現状

### 1 市立幼稚園の役割

三島市立幼稚園に在園する幼児の多くは、従来、徒歩や保護者の自転車での通園が可能な地域からの入園である。そのため、小学校や地域との連携を図りやすいという利点があったことから、地域独自の特性を生かした公教育の役割を果たしてきた。

そのような中で、平成18年の教育基本法の改正により、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要なものであることが新たに明示された。

そこで、市立幼稚園では、「共生と絆を核として、様々な学びをつなぐ幼稚園」を経営の方針に位置づけ、家庭や地域社会との連携、子育ての支援を推進している。

また、平成23年度の「三島市学校教育施策」に基づき、幼稚園教育の重点を「人とのかかわり」、「学びの芽生え」、「生活習慣・運動・食育」と定め、幼児期にふさわしい生活や遊びの中で、意図的、計画的に「生きる力の基礎」を培う教育実践を進めており、幼稚園で育まれた園児一人一人の力を、小中学校の重点目標である「思いやる心」、「学ぶ力」、「健やかな心身」になだらかにつなげていくことが、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことになると考えている。

そのため、市立幼稚園では、各園の教育構想等について保護者や地域社会に理解を求め、園運営への参画を促している。

さらに、特別支援教育については、特別な支援を必要とする幼児の受け入れや、教育においても、園児一人一人の発達に合わせて、関係機関と連携し、積極的な取り組みを進めている。

### 2 市立幼稚園の設置の状況

市立幼稚園は現在12園あり、市内4地区（旧市内、北上、錦田、中郷）のうち、旧市内地区に3園、北上地区に2園、錦田地区に3園、中郷地区に4園と、各地区において概ね小学校に近接した場所にそれぞれ配置されている。

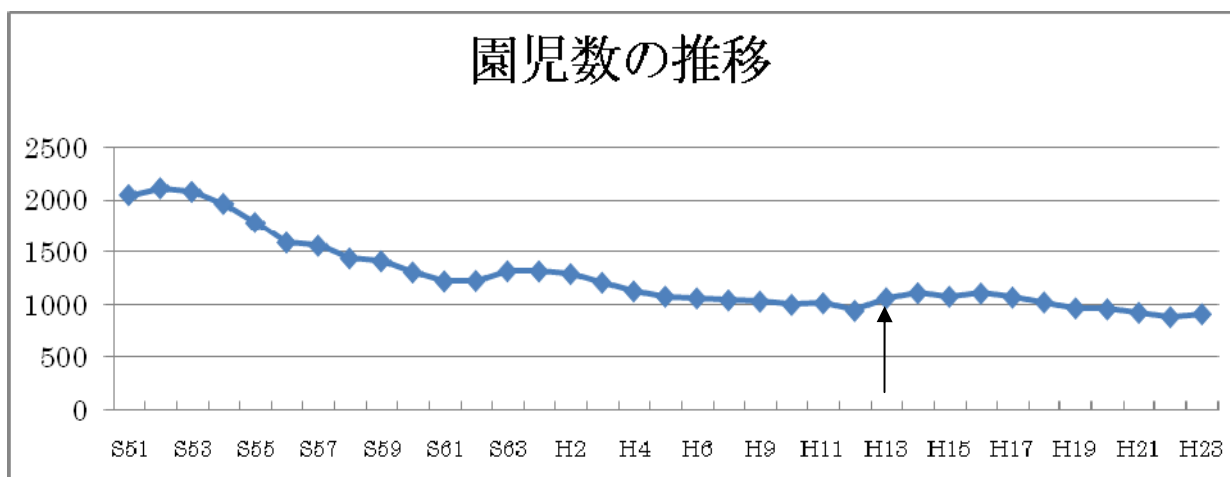
これらの市立幼稚園の設置時期は、昭和24年から昭和31年の間に6園、昭和40年から50年の間に6園となっている。終戦直後のベビーブーム及び高度経済成長期の第二次ベビーブームによる幼児人口の増加を踏まえ、それぞれの時期に園が設置されてきた経緯がある。

### 3 園児数の推移

少子化の進展に伴い、市立幼稚園の園児数は、昭和52年度の2,111人をピークに、それ以後は減少が続いている。そして、平成13年度から市立幼稚園6園で3歳児保育を実施しているにもかかわらず、平成23年度には、ピーク時の半数以下の918人となっている。

【参考】園児数の推移グラフ

縦軸：園児数(人)、横軸：年度



※H13年度より3歳児保育開始

また、年齢別の学級編制基準の最大人数を各園の保育室数に割り当て、それを定員とした場合、現在の園児数から求めた充足率の状況は、全体で51%であり、個別の園を見ると、東幼稚園、北幼稚園（旧市内）、錦田幼稚園（錦田地区）、松本幼稚園（中郷地区）については、70～80%の充足率であるが、その他の園では、50%を下回る充足率となっている。

【参考】平成23年度 三島市立幼稚園園別定員・実員一覧

平成23年5月1日現在

区分	幼稚園名	保育室数	定員 (人)	総園児数 (人)	学級数	充足率【稼働率】 (園児/定員)
旧市内	東	4	120	92	4	77%
	西	4	125	50	3	40%
	北	7	205	146	7	71%
	(小計)	15	450	288	14	64%
北上	徳倉	6	195	71	3	36%
	沢地	6	185	82	4	44%
	(小計)	12	380	153	7	40%
錦田	錦田	9	270	228	9	84%
	坂	2	65	16	2	25%
	旭ヶ丘	4	130	46	2	35%
	(小計)	15	465	290	13	62%
中郷	南	4	130	47	2	36%
	松本	4	120	95	4	79%
	大場	4	130	31	2	24%
	はったばた	4	130	14	1	11%
	(小計)	16	510	187	9	37%
合計		58	1,805	918	43	51%

※定員に関しては、保育室数に対し「三島市立幼稚園の学級編制等に関する基準」の年齢別の1学級編制の最大人数をもって計算。3歳児保育実施園においては、3歳児定員は配分での定員割当とし、空き保育室は4歳児、5歳児の1学級編制の最大人数に振り分け。3歳児:25人以下 4歳児:30人以下 5歳児:35人以下

※東幼稚園は、現在建築中の園舎(保育室3, 予備室1)での計算

本市においては、3歳から5歳までの幼児人口は減少傾向にあり、平成18年3月末では、3,129人であったが、平成23年3月31日現在では2,938人で、5年間で6.1%減、さらに3年後には2,761人で、6.0%の減が想定(※平成23年4月1日現在の市民課年齢別人口集計における0歳から2歳までの人口から推計)される。幼児人口の減少の傾向は、今後も続くことが予想されるため、園児の充足率の減少傾向もさらに進み、教育効果、園運営にも大きな影響を及ぼすものと懸念される。

### Ⅲ 検討の視点

#### 1 少子化が進む中での適正規模

三島市教育委員会は、平成21年8月に「今後の三島市立幼稚園の学級編制その他のあり方に関する方針」を定め、その中で、「4歳児の応募が15人未満の園の場合、4歳児の学級編制をしない」こと及び「2年連続で4歳児の応募が15人未満であり、かつ、今後もその状況の改善が見込まれない園は、廃園又は統廃合とする」ことを示した。

これにより、平成23年度には、はったばた幼稚園で5歳児のみの学級編制となり、平成24年度の募集では、はったばた幼稚園が4歳児のみ、大場幼稚園が5歳児のみの学級編制になるという状況が生じている。

また、3歳児保育実施園において、3歳児が4歳児への進級時に学級編制できない場合は、他園への転園を強いられ、その結果、4歳児の不在園となることにより、3歳児から4歳児へ、さらに4歳児から5歳児への学びの連続性に課題が残り、教育上望ましくない状況が生ずる。

このことから、本懇話会では、3歳児保育実施園における継続的な学級編制の実施を提言し、三島市教育委員会での議決を経て、3歳児保育実施園においては、4歳児への進級の際、園児が15人未満の場合は学級編制をしないという基準を適用除外とした経過がある。

期待される教育効果を確保するためには、進級時に学級編制ができないかもしれないという不安や募集時の応募不足により学級編制が保障されない不安などを取り除き、十分な教育効果が期待できる教育環境の整備・充実が重要であると考える。

#### 2 地域における実情及びバランス

三島市には、現在、6園の私立幼稚園があり、幼稚園へ通う幼児のうち約半数が私立幼稚園に通園している。地区別では、旧市内地区に2園、北上地区に2園、錦田地区に1園、中郷地区に1園の配置となっており、市立と私立がそれぞれの役割を生かし、互いに補完し合いながら、幼児教育の向上や発展に努めてきた歴史をもつ。

その一方で、保育所については、制度や国の所管省庁の違いはあるが、幼稚園と同様に、就学前の幼児を対象とした集団生活の場としての役割を果たしており、三島市には、公立保育所8園と私立保育所10園が各地区に配置され、幼児の約3割が保育所に通園している。

幼児人口が減少する中で、全体の園児数に対して幼稚園の数が多すぎるとの指摘もあり、今後も少子化が進行していくと予測されることから、私立幼稚園や保育所とのバランスを勘案し、地域的な特徴や実情を考慮する中で、いかに市立幼稚園の適正配置を定めるかが課題とされている。

なお、幼保一体化については、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」において新施策の基本制度がまとめられ、平成27年を目途に幼保一体化施設「総合こども園」を新設するという内容が示されたが、現時点では具体的な運用が明確でない。また、保育所担当部署なども含めた全庁的な検討が必要とされることから、国の動向に注視しつつ、今回の提言では、既存の幼稚園及び保育所を幼児受け入れ施設としてとらえ、市立幼稚園の適正配置を検討する際の対象とする。

【参考】三島市内における地区別の幼稚園及び保育所

地区名\種別	市立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	私立保育所
旧市内	東幼稚園 西幼稚園 北幼稚園	三島恵泉幼稚園 星園幼稚園	加茂川町保育園 緑町佐野保育園	白道保育園 加茂保育園
北上地区	徳倉幼稚園 沢地幼稚園	しらゆり幼稚園 ピーターパン幼稚園	伊豆佐野保育園 幸原保育園 光ヶ丘保育園	芙蓉台保育園 北上保育園
錦田地区	錦田幼稚園 坂幼稚園 旭ヶ丘幼稚園	桜ヶ丘幼稚園	錦田保育園	恵明保育園 恵明コスモス保育園
中郷地区	南幼稚園 松本幼稚園 大場幼稚園 はったばた幼稚園	のびる幼稚園	青木保育園 若葉保育園	梅の実保育園 中郷南保育園 三島ようらん保育園 中郷西保育園

### 3 園舎及び施設等の状況

市立幼稚園の園舎については、平成20年以降に改築された北幼稚園、錦田幼稚園及び現在改築中の東幼稚園を除く全園で老朽化が進んでいる。

平成20年以降に改築された3園及び昭和56年以降の新耐震設計基準を満たした建物である南幼稚園以外の8園では、平成23年度までに耐震補強工事が実施され、耐震強度については確保されたものの、建物の耐用年数が延びる訳ではなく、通常の維持補修に加えて、近い将来、大規模改修による延命化や改築による更新が必要となる。前述の充足率（利用度）と園舎の老朽化を考慮した施設としての機能（修繕の必要度、改築必要度）を評価、検証し、その継続の可否に関して判断する必要がある。

東幼稚園、南幼稚園、北幼稚園、徳倉幼稚園及び坂幼稚園は、小学校の敷地内あるいは小中学校に隣接した場所に設置され、幼小連携や中学校までの一貫した教育が可能な環境である。また、錦田幼稚園は保育所と合築された施設であることから、将来的な幼保一体化への対応が可能な環境となっている。

各園の通園範囲は、徒歩または保護者の自転車での通園が可能な地域が基本であるが、特に幼稚園の通園区域は限定されていないため、例えば、佐野見晴台から沢地幼稚園や徳倉幼稚園へ、徳倉地区から北幼稚園へ、中島・大場地区から錦田幼稚園へというように、離れた地域からでも車で通園するケースが増えている。現状では一定規模の駐車場を備えた園は、東幼稚園、北幼稚園、錦田幼稚園などに限られていることから、通園の広域化に伴う対応として、各園における駐車場の整備に加え、既存の路線バスやコミュニティバスの活用、また、これらを補完する通園バスの運用などが保護者から望まれている。



#### 4 適正配置の進め方（手法、拠点化等）

平成17年度に策定された「三島市幼児教育振興プログラム」（計画期間は10年間。適正配置に関しては、長期的な検討を要することから30年間の期間が設けられている。）の中では、幼稚園と保育所がバランスよく配置され、地域の実情や地域の特徴を考慮し、最も可能性の高い方法を選択した上で適正配置を考える必要があるとの記述があり、建替え等による隣接園との統合や、幼稚園と保育所の合築による施設の統合、幼稚園と小学校の合築による施設の統合などのケースを想定するとともに、統合による通園範囲の拡大による駐車場の必要性についても触れている。

三島市は、旧市内、北上、錦田、中郷と大きく4つの地区に区分され、地域性や状況もそれぞれ異なるため、適正配置を考える上では、4地区別に検討を行うことが適当と考える。

その際には、各地区における幼児人口を踏まえながら、拠点となる園をそれぞれ位置付けていくことが重要なポイントになる。様々な要因を考慮して、将来的に残すことが望ましい幼稚園、あるいは、休園や統廃合が見込まれる幼稚園を想定し、幼小連携、幼保一体教育モデル園のほか、教育の特色や地域性をメリットとデメリットの両面から考えて検討する必要がある。

#### 5 運営コスト

地域経済の低迷に伴う税収の低下等により三島市の財政状況は非常に厳しく、先行き不透明な社会情勢であることから、今後も厳しい対応を強いられるものと予測される。

幼稚園の運営コストをみると、その多くを教職員の人件費が占めている。園児数や規模が異なることにより、教育効果の面だけでなく、経営面でも大きな不均衡が生じている。行政経営の効率化の視点からも、適正配置を行い、一定の園児数や規模の幼稚園とした上で、必要十分な教職員を配置することが望ましい。

また、施設の維持管理にも多額の経費を要することから、現状の12園を整理し、今後の幼児数に見合った幼稚園数にすることは、運営コストの面からも重要である。

#### 6 地域の状況（災害対応）

平成23年3月に発生した東日本大震災を機に、静岡県では、東海、東南海、南海の3連動地震を踏まえた第4次地震被害想定を策定中であるが、三島市では、特に、中郷地区において、長伏、松本、八反畑、梅名、大場の各地域で海拔が低く、学校施設としては、松本幼稚園、大場幼稚園、はったばた幼稚園の3幼稚園と中郷小学校、長伏小学校の2小学校、中郷中学校、中郷西中学校の2中学校がその地域にあることから、大地震発生に伴う大津波や液状化の影響が懸念されている。

そのため、市立幼稚園の適正配置を検討するにあたっては、防災・減災等に対応する施設の機能、あるいは、地域における公共施設としての役割等に寄与することも含めて、この地域の幼稚園の配置を考慮することも非常に有用かつ重要である。

## IV 三島市立幼稚園の適正配置に関する今後のあり方

### 1 適正配置をする上での望ましい幼稚園規模

幼稚園における教育では、入園前の生育環境から幼稚園という集団に加わり、一定時間を過ごすことによって、自分の力で遊びながら学んでいく「自発の力」、友達と遊びながら自分をコントロールする「自律の力」、友達と一緒に楽しく遊び、活動しながら学ぶ「協調する力」など、遊びの中で社会規範を身につけ、心身の発達ができることが望ましい。しかし、少子化に伴い、三島市立幼稚園の半数近くが、集団を通して様々な遊びから学び、「生きる力の基礎」を育成するための教育環境が整いにくい小規模園となっている。

幼児にとって望ましい幼稚園教育の効果をあげるために、人間関係の変化が可能な幼児数や教員数を有することが求められ、そのためには、一定規模の学級数と学級編制が必要となる。三島市立幼稚園では、異年齢の交流による学びや進級により、新たな人とのかかわりが生まれることが可能となるなど、幼児期にふさわしい集団での教育環境を確保することが必要である。

### 2 3歳児保育について

全園への3歳児保育の導入を願う保護者の要望は大である。3歳児保育の実施は、単に3歳児の望ましい発達を促す教育機会の拡大にとどまらず、4歳児、5歳児の心身の発達によい影響をもたらす相乗効果が期待される。

このことから、適正配置実施後の拠点園となる市立幼稚園すべてで3歳児保育を実施し、3年間の継続した教育が受けられるよう、幼児教育の機会と選択の拡大を図ることが望ましい。

### 3 地区別にみた今後のあり方

#### (1) 旧市内

旧市内地区の市立幼稚園は東幼稚園、西幼稚園、北幼稚園の3園であり、この地域には、私立幼稚園2園、市立保育所2園、私立保育所2園が設置されている。

北幼稚園は、平成22年に移転改築され、幼小連携の拠点である。東幼稚園も現在改築中で、幼小連携の拠点となりうる。保育室数と年齢別学級編制上限人数から求めた定員に対する園児の充足率は、両園とも70%以上である。

旧市内の幼児人口はゆるやかに減少傾向にあるが、この地区にあって3歳児保育を実施しているにもかかわらず園児数の減少が顕著なのは、西地区の西幼稚園である。平成23年度は保育室数4室で3学年3学級、定員に対する園児の充足率は40%と低い。市街地にあり、以前から人口の空洞化が続き、今後も人口増による園児数の増も見込めそうもなく、駐車場もないため、3歳児の需要が取り込めない状況となっている。さらに、施設は老朽化しており、交通量の多い道路沿いで、敷地も狭く、保育する環境としては良好とは言えない。園児数が少ないため、集団性の欠如や、学びの連続性が失われる可能性があり、運営面でも極めて非効率である。周辺には、私立幼稚園や私立保育所も充実している。これらのことから、

西幼稚園で実施している3歳児保育を早急に募集停止し、その定員を他地区に振り分けることが望ましい。現在在園している園児の卒園後は休園とし、この地区では、前述の2園の配置が適正と考える。

## (2) 北上地区

北上地区の市立幼稚園は、徳倉幼稚園、沢地幼稚園の2園であり、この地域には私立幼稚園2園、市立保育所3園、私立保育所2園が設置されている。

北上地区の幼児人口は、減少傾向にあり、平成23年度保育室数6室の徳倉幼稚園では、2学年3学級である。3歳児保育を実施し、保育室数6室の沢地幼稚園にあっても、3学年4学級という状況である。充足率は、2年保育の徳倉幼稚園で36%、3年保育の沢地幼稚園で44%、両園平均では40%である。

徳倉幼稚園は、住宅地の小学校敷地と一体化しており、幼小連携がとられている。通園範囲は主に、徳倉地区、幸原町、佐野見晴台で、徳倉小学校区、北上小学校区、佐野小学校区からと広い。

沢地幼稚園は、田園地帯にあり、主に沢地、富士ビレッジ、光ヶ丘、富士見台、佐野見晴台から通園している。

いずれの園も園舎が老朽化しており、今後改築しなければならない状況であるが、2園とも園児数が減少する可能性があり、運営面でも非効率な状況である。また、この地区には私立幼稚園や市立保育所、私立保育所が他地区に比べ最も多く配置されていることや、北幼稚園もあり、通園の選択肢は多様である。幼児人口の減少も進んでいることから、北上地区には、1園の配置が妥当と思われる。

拠点園としての配置場所については、幼小連携や、幼小合築の可能性、駐車スペースの確保の観点などから、総合的に検討した結果、徳倉幼稚園が適当と思われ、10年以内を目途に、実現してほしい。

また、北幼稚園の3歳児の保育が終了した後、4歳児への進級時にかなりの人数が徳倉幼稚園に移っており、園児や保護者などにとって不都合であることや、この地域では3歳児保育に対する要望が強いことを鑑み、試みとして、3歳児保育を徳倉幼稚園でも実施することは有効であると考えられる。

この地区においては、適正規模に基づいた園舎や幼小連携の形態を考慮しつつ、災害時の地域の避難場所として対応できる施設の検討が必要である。通園地域が拡大することから、自動車での送り迎えのための駐車場施設の整備や、公共交通機関、きたうえ号などのコミュニティバスの活用についても併せて検討することが望ましい。

## (3) 錦田地区

錦田地区の市立幼稚園は、錦田幼稚園、坂幼稚園、旭ヶ丘幼稚園の3園で、この地区には、私立幼稚園1園、市立保育所1園、私立保育所2園が配置されており、市立幼稚園以外の幼児受け入れ施設の数4地区の中で最も少ない。

錦田幼稚園は、幼保合築施設であり、将来、幼保一体化総合施設となりうる園で、地域の

拠点園である。駐車場もあり、谷田地区のみだけでなく、中郷地区など、通園範囲は広い。

旭ヶ丘幼稚園は、主に旭ヶ丘、加茂、若松町などから通園しているが、園児数の減少が進み、充足率は35%と低い。施設は古く、駐車場もないなど、園児数がさらに減少する可能性がある。格差解消のため、適正規模での教育を受けるため、また、運営コスト面でも非効率であるため、駐車場や通園方法の選択肢の多様化にも配慮したうえで、他施設に集約することが望ましい。

坂幼稚園は、坂地区のみから通園し、園児数は少なく、充足率は25%であり、教育効果の確保が難しく、統廃合の要件を有しているが、周辺地域で唯一の幼稚園であることもあり、廃園等になった場合、離れた場所への通園が必要となるため、非効率であるが、国の「総合こども園」の動向を踏まえつつ、「三島市における小規模公立幼稚園のあり方に関する提言書」にあるように、平成24年度までの経過を観察しながら、市立幼稚園の役割として存続させることは理解できる。ただし、幼保一体化や3歳児保育を含め、幼稚園としてのあり方とそこのための施設について、見直しを検討していくことが望ましい。

#### (4) 中郷地区

中郷地区には南幼稚園、松本幼稚園、大場幼稚園、はったばた幼稚園の4園の市立幼稚園と、私立幼稚園1園、公立保育所2園、私立保育所4園が配置されている。

中郷地区は、最近梅名地区の開発行為で若干幼児人口の増が見込まれるなど、微増傾向にあるが、近い将来、減少に転ずることが予想される。

松本幼稚園以外の3園では、園児数が減少し、充足率は、南幼稚園が36%、松本幼稚園が79%、大場幼稚園が24%、はったばた幼稚園が11%であり、中郷全体では37%と低い。

南幼稚園は、南小学校、南中学校に隣接しており幼小中連携がとられ、周辺環境も落ち着いた場所であるが、さらに教育施設の利点を高めるために、中学校用地又は園児が歩いて通園できる場所に駐車場を設置することで、3歳児保育を実施すれば、さらに幼小中連携の特色ある園運営実現の可能性が高い。駐車場の設置とともに、西幼稚園における3歳児保育停止を補完する上でも、早急に3歳児保育を実施することが望ましい。なお、3歳児保育実施に当たっては、周辺の私立幼稚園等の理解も求めるなど配慮してほしい。

はったばた幼稚園については、平成23年度は5歳児1学級のための編制、平成24年度は、4歳児のための学級編制となり、教育上配慮すべき事項が特に多い状況となっている。毎年度の園児の確保が難しい状況になっているといえる。そこで、平成25年度の園児の募集を取りやめ、平成25年度末をもって休園とすることが望ましい。

中郷地区は、私立幼稚園、公立保育所、私立保育所も充実しており、また、同地区の南部に位置する松本幼稚園、大場幼稚園、はったばた幼稚園については、前述のとおり、低地で、地震による液状化や津波の被害、大雨による溢水などが憂慮されている。特に、大場幼稚園は、急傾斜地崩壊危険箇所にも指定されている。

災害時には、大場幼稚園は三島南高校が避難場所、また、はったばた幼稚園は鶴喰の県営団地が避難場所となっているが、いずれも園児が徒歩で避難するには距離的に困難があり、

道路事情なども危険を伴う。

これらのことから、将来的に、安全な場所に新たに幼稚園を構築、統合移転することで、教育効果を得る規模とし、中郷地域での拠点園として運営することが望ましい。

計画においては、地域の人も利用できる避難塔を併設するなど、災害に対する機能を持たせるような施設の検討が必要であろう。また、通園に関しても、車での通園に対応する駐車場を整備するとともに、車通園以外では、公共交通機関などのほか、可能性として、コミュニティバス等の利用など、多様な選択肢を用意することも考えられる。これらのことを総合的に考えて拠点化し、新たな園を配置して、将来的には、この地区では、2園の配置に向けた取組みを進めていただきたい。

大場幼稚園については、平成24年度は5歳児のみの学級編制の見込みで、教育上配慮すべき事項があるが、はったばた幼稚園の休園を前提としたとき、中郷地区に新設する幼稚園の開設までの間は、経過措置として継続することは止むを得ないものとする。ただし、前述のとおり、災害時における危険性があることから、防災対策への十分な配慮が望まれる。

#### (5) 各地区の総括

以上、地区別にみた今後のあり方について述べてきたが、今後の園児数の推移を勘案すると、6園に集約することが望ましい。その際、再編を行う場合や、学級編制が危惧されている幼稚園への緊急対応に当たっては、保護者や市民への周知を十分に行っていただきたい。また、拠点園の整備は、第4次三島市総合計画で早急に解決すべき課題として位置づけたい。また、計画的に実施していただきたい。

さらに、小中学校の施設の状況も視野に入れ、仮に校舎を建て替える計画がある場合には、近隣の幼稚園を取り込んで一体化した施設とする方法なども、検討課題の一つとして考慮する必要がある。

## 4 適正配置を進める上で今後望まれること

政府は、平成25年度から段階的に「子ども・子育て新システム」の導入を予定しており、今後、市においても、その対応が必要とされる場所であるが、子育て相談、療育支援、預かり保育など、子どもや家庭の状況に応じた支援や、教育の質の向上、幼保の教育の均等化など、全庁的に検討し、積極的に市民に示していただきたい。そうすることにより、この適正配置の提言も、夢や希望を持って市民に受け入れられ、安心した子育てと、一層質の高いきめ細かな幼児教育が展開されることになるものとする。

資料 1

三島市立幼稚園適正配置等検討懇話会 委員名簿

依頼期間：平成23年1月13日から平成24年3月31日まで

No.	氏名	選出区分	所属等	備考
1	おおむら ともこ 大村 知子	知識経験を有する者	静岡大学名誉教授	座長
2	みね た たけし 峰田 武	知識経験を有する者	三島市行政改革市民懇話会委員 三島商工会議所顧問 三島市観光協会相談役	座長代理
3	よしだ みわこ 吉田 美和子	知識経験を有する者	元三島市公立幼稚園園長会会長	
4	おおたけ まき 大嶽 真紀	P T Aを代表する者	三島市公立幼稚園 P T A連絡協議会代表	
5	おおまえ ゆき 大前 由紀	P T Aを代表する者	三島市 P T A連絡協議会代表	
6	にしむら やすこ 西村 泰子	保護者を代表する者	三島市公立幼稚園父母の会代表	
7	くわしま たかし 桑島 孝	自治会を代表する者	三島市自治会連合会副会長 (東部地区自治会連合会会長)	(平成23年5月25日まで)
	おがわ しょうぞう 小川 正三	自治会を代表する者	三島市自治会連合会副会長 (東部地区自治会連合会会長)	(平成23年5月26日から)
8	しま だ つよし 島田 剛	教育機関を代表する者	三島市校長会会長 (三島市立山田中学校校長)	
9	いわた みさ子 岩田 みさ子	教育機関を代表する者	三島市公立幼稚園園長会代表 (三島市立西幼稚園園長)	

○三島市立幼稚園適正配置等検討懇話会設置要綱

(設置)

**第1条** 少子化、共働き世帯の増加等により市立幼稚園の園児数が減少している状況にかんがみ、今後は、「幼稚園教育要領」に基づく教育効果を上げることが困難となっている市立幼稚園の廃園又は統廃合が進むものと考えられることから、市立幼稚園の適正配置等について検討するため、三島市立幼稚園適正配置等検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 懇話会は、次に掲げる事項について意見を交換し、提言を行う。

- (1) 市立幼稚園の適正配置に関する事項
- (2) その他教育委員会が特に必要と認める事項

(委員)

**第3条** 懇話会の委員は、9人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) P T Aを代表する者
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 自治会を代表する者
- (5) 教育機関を代表する者

(依頼期間)

**第4条** 委員の依頼期間は、依頼した日から平成24年3月31日までとする。

(座長等)

**第5条** 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(懇話会)

**第6条** 懇話会は、必要に応じて教育長が招集する。

(庶務)

**第7条** 懇話会の庶務は、教育総務担当課において処理する。

**附 則**

この要綱は、平成23年1月13日から施行する。

## 三島市立幼稚園適正配置等検討懇話会 開催経過

開催日	場 所	議 題
平成23年1月13日	三島市役所 大社町別館 防災研修室	○第1回懇話会開催 ・教育長あいさつ ・依頼状等交付 ・本懇話会設置の趣旨説明（設置要綱説明） ・委員自己紹介 ・事務局職員紹介 ・座長・座長代理選出 ・座長就任あいさつ ・会議資料説明（事務局から）
平成23年2月16日	三島市役所 本館 第2会議室	○第2回懇話会開催 ・会議資料説明（事務局から） ・資料説明を受けての討議
平成23年5月26日	三島市役所 本館 第1会議室	○第3回懇話会開催 ・事務局職員紹介 ・新委員への依頼状交付 ・新委員自己紹介 ・会議資料説明（事務局から） ・3歳児保育実施園における4歳児学級の学級編制の対応について（西幼稚園）
平成23年7月28日	三島市役所 中央町別館 第3会議室	○第4回懇話会開催 ・会議資料説明（事務局から） ・「三島市立幼稚園3歳児保育実施園における4歳児学級編制について（提言）」の報告 ・4歳児不在園における今後の対応について（はったばた幼稚園） ・三島市立幼稚園の適正配置について
平成23年10月12日	三島市役所 中央町別館 第7会議室	○市立幼稚園現地視察 西幼稚園、南幼稚園、大場幼稚園、錦田幼稚園 ○第5回懇話会開催 ・市立幼稚園現地視察後の感想及び意見等
平成23年11月14日	三島市役所 中央町別館 第1会議室	○第6回懇話会開催 ・会議資料説明（事務局から） ・市立幼稚園の適正配置等に係る提言書の討議について
平成24年1月19日	三島市役所 中央町別館 第7会議室	○第7回懇話会開催 ・会議資料説明（事務局から） ・市立幼稚園の適正配置等に係る提言書の討議について
平成24年2月20日	三島市役所 中央町別館 第1会議室	○第8回懇話会開催 ・会議資料説明（事務局から） ・市立幼稚園の適正配置等に係る提言書の討議について
平成24年2月27日	三島市役所 中央町別館 教育長室	○座長から教育長へ提言書を提出



## 三島市内幼稚園・保育園一覧表

平成23年5月1日現在

園名	創立年 (許可年)	所在地	所在地の 地区名	所在地の 小学校区	備考	
市立幼稚園	東幼稚園	昭和29年	東町10番12号	旧市内	東小	平成24年新園舎供用開始予定
	西幼稚園	昭和24年	栄町2番19号	旧市内	西小	昭和52年改築
	南幼稚園	昭和40年	青木265番地	中郷	南小	昭和58年移転
	北幼稚園	昭和28年	文教町2丁目33番3号	旧市内	北小	平成22年新園舎供用開始
	錦田幼稚園	昭和28年	谷田271番地の1	錦田	錦田小	平成21年移転(みかど幼稚園と統合) 平成21年新園舎供用開始、幼保合築施設
	徳倉幼稚園	昭和29年	徳倉4丁目1番8号	北上	徳倉小	昭和45年改築
	坂幼稚園	昭和42年	市山新田153番地の1	錦田	坂小	
	松本幼稚園	昭和31年	松本99番地の1	中郷	長伏小	昭和54年移転
	大場幼稚園	昭和44年	大場365番地	中郷	向山小	
	旭ヶ丘幼稚園	昭和49年	旭ヶ丘23番31号	錦田	山田小	
	はったばた幼稚園	昭和49年	梅名25番地	中郷	中郷小	
	沢地幼稚園	昭和50年	沢地257番地	北上	沢地小	
私立幼稚園	三島恵泉幼稚園	昭和28年	大宮町3丁目2番8号	旧市内	北小	
	星園幼稚園	昭和35年	緑町6番14号	旧市内	西小	
	しらゆり幼稚園	昭和48年	徳倉5丁目11番15号	北上	北上小	
	桜ヶ丘幼稚園	昭和53年	谷田(桜ヶ丘)1443番地	錦田	錦田小	
	のびる幼稚園	昭和55年	青木164番地	中郷	南小	
	ピーターパン幼稚園	昭和60年	芙蓉台2丁目2番1号	北上	北上小	
公立保育園	加茂川町保育園	(昭和24年)	加茂川町5番30号	旧市内	東小	旧大宮町保育園(平成8年移転)
	伊豆佐野保育園	(昭和29年)	佐野110番地の1	北上	佐野小	
	幸原保育園	(昭和42年)	幸原町1丁目6番12号	北上	徳倉小	
	緑町佐野保育園	(昭和41年)	緑町12番12号	旧市内	西小	
	錦田保育園	(昭和45年)	谷田271番地の1	錦田	錦田小	旧谷田保育園(平成22年移転) 平成22年新園舎供用開始、幼保合築施設
	青木保育園	(昭和48年)	青木323番地	中郷	南小	
	光ヶ丘保育園	(昭和51年)	光ヶ丘19番地の2	北上	沢地小	
	若葉保育園	(昭和28年)	田方郡函南町間宮41番地	(市外)	—	組合立(三島函南広域行政組合)
私立保育園	白道保育園	(昭和28年)	加屋町2番21号	旧市内	西小	
	梅の実保育園	(昭和55年)	梅名47番地の1	中郷	中郷小	
	中郷南保育園	(昭和49年)	安久309番地の6	中郷	中郷小	
	三島ようらん保育園	(昭和49年)	梅名553番地の1	中郷	中郷小	
	芙蓉台保育園	(昭和53年)	芙蓉台2丁目3番17号	北上	北上小	
	中郷西保育園	(昭和54年)	長伏121番地の1	中郷	長伏小	
	加茂保育園	(昭和56年)	加茂24番地の7	旧市内	山田小	
	北上保育園	(昭和57年)	徳倉4丁目10番3号	北上	徳倉小	
	恵明保育園	(平成6年)	谷田(桜ヶ丘)2143番地	錦田	錦田小	
	恵明コスモス保育園	(平成15年)	谷田1629番地の38	錦田	錦田小	

## 資料 5

## 平成23年度 三島市立幼稚園 園児数、学級数

平成23年5月1日現在

幼稚園名	3歳		4歳		5歳		合計		前年度との学級数の増減	3歳児待機者
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数		
東 (01)	25	1	32	2	35	1	92	4		2
西 (02)	16	1	18	1	16	1	50	3		
南 (03)			26	1	21	1	47	2		
北 (04)	65	3	42	2	39	2	146	7	1	
錦田 (05)	72	3	79	3	77	3	228	9	2	
徳倉 (06)			41	2	30	1	71	3		
坂 (07)			9	1	7	1	16	2		
松本 (08)	26	1	39	2	30	1	95	4	1	8
大場 (09)			18	1	13	1	31	2		
旭ヶ丘 (10)			17	1	29	1	46	2		
はったばた(11)			0	0	14	1	14	1	-1	
沢地 (12)	20	1	33	2	29	1	82	4	1	
合計	224	10	354	18	340	15	918	43	4	10

## 今後の三島市立幼稚園の学級編制その他のあり方に関する方針

少子化、共働き世帯の増加等により幼稚園の園児数が減少しており、「幼稚園教育要領」に基づく教育効果を上げることが困難になっている市立幼稚園が存在する状況にかんがみ、平成 21 年 8 月 3 日の「三島市小規模公立幼稚園のあり方に関する懇話会」からの提言を受け、今後の三島市立幼稚園の学級編制その他のあり方に関する方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 三島市立幼稚園の学級編制及び統廃合について

- (1) 4 歳児の応募が 15 人未満の園においては、4 歳児の学級編制をしない。
- (2) 2 年連続で 4 歳児の応募が 15 人未満であり、かつ、今後もその状況の改善が見込まれない園は、廃園又は統廃合とする。
- (3) 上記(1) 及び(2) の規定は、原則として平成 23 年度入園児に係る募集から適用することとする。

#### 2 中央幼稚園の取扱いについて

すでに教育効果を確保できる園児数とはいいい難いこと、また、コスト的にも大きな問題点を有していることから、廃園又は統廃合すべきであるとの提言があったが、平成 22 年度入園児に係る応募の結果が 15 人未満である場合は、廃園又は統廃合とすることとする。

#### 3 坂幼稚園の取扱いについて

当該地域で唯一の幼稚園であること、及び周辺地域の状況変化にかんがみ、上記 1 の規定にかかわらず、少なくとも平成 22 年度以降 3 年程度は経過観察を行うこととする。

平成 21 年 8 月 12 日

三島市教育委員会

## 資料 7

### 三島市立幼稚園の学級編制等に関する基準 (学級編制の基準)

**第 1 条** 三島市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の学級は、同じ年齢（学年の初めの日の前日における年齢をいう。以下同じ。）にある幼児で編制するものとし、1 学級の幼児数は、次の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に掲げる人数（3 歳の多胎児に係る 1 学級の幼児数にあつては、当該多胎児を幼児 1 人とみなす。）とする。

年齢の区分	1 学級の幼児数
3 歳	25 人以下
4 歳	30 人以下
5 歳	35 人以下

- 2 前項の規定にかかわらず、4 歳の幼児数と 5 歳の幼児数との合計が 15 人以下である場合には、年齢の異なる幼児を 1 学級に編制することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当該募集期間において入園を希望する 4 歳の幼児が 15 人未満の幼稚園（3 歳の幼児を受け入れることのできる幼稚園を除く。）においては、4 歳の幼児の学級を編制しないものとする。

(学級編制の基準日等)

**第 2 条** 教育委員会は、幼稚園の入園式を行う日（次項において「基準日」という。）に在籍する幼児数に基づき当該年度の学級編制を決定する。

- 2 前項の規定により決定された学級編制は、基準日後においては、幼児数が増加し、又は減少することにより当該幼児数に基づき前条の規定により定められる学級編制との間に差異が生じた場合にあつても、変更を行わないものとする。ただし、幼児数の著しい増加又は減少により幼稚園運営に重大な支障が生じると教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(補則)

**第 3 条** この基準に定めるもののほか、必要な次項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。  
(3 歳の幼児の受入れに関する特例)
- 2 3 歳の幼児を受け入れることのできる幼稚園は、当分の間、東幼稚園、西幼稚園、北幼稚園、錦田幼稚園、松本幼稚園及び沢地幼稚園とし、東幼稚園、西幼稚園、松本幼稚園及び沢地幼稚園にあつては 1 学級、北幼稚園及び錦田幼稚園にあつては 3 学級に限るものとする。
- 3 前項に規定する幼稚園において受け入れることのできる 3 歳の幼児の人数は、当分の間、250 人を限度とする。この場合において、教育委員会が特に必要と認める幼稚園については、第 1 条第 1 項の表の規定にかかわらず、35 人を限度として当該幼稚園に係る 1 学級の 3 歳の幼児数を定めることができる。
- 4 入園を希望する 3 歳の幼児数が各幼稚園の受入人数を超えたときは、抽選により入園を決定するものとする。この場合において、1 の家族の多胎児（同じ年齢の多胎児に限る。）に係る抽選にあつては、当該多胎児全員の入園を 1 の抽選により決定する。

#### 附 則

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この基準は、制定の日（平成 21 年 10 月 15 日）から施行し、改正後の第 1 条第 3 項の規定は、平成 23 年度（中央幼稚園にあつては平成 22 年度、坂幼稚園にあつては教育委員会が平成 25 年度以降において決定する年度）に入園する 4 歳の幼児の募集から適用する。

#### 附 則

この基準は、制定の日（平成 22 年 5 月 12 日）から施行し、改正後の附則第 2 項の規定は、平成 23 年度に入園する 3 歳の幼児の募集から適用する。

#### 附 則

この基準は、制定の日（平成 23 年 8 月 10 日）から施行する。

#### 附 則

この基準は、制定の日から施行し、改正後の附則第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 24 年度に入園する 3 歳の幼児の募集から適用する。